

<別紙1>

重要事項説明書

(介護予防・短期入所療養介護)

介護老人保健施設エルサ上尾のご案内

(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 エルサ上尾
- ・開設年月日 平成15年12月1日
- ・所在地 埼玉県上尾市藤波3丁目265番地1号
- ・電話番号 048-787-8686 ・ファックス番号 048-787-8687
- ・管理者名 梅本 淳
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(号) 1151680032

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防)短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設エルサ上尾の運営方針]

当施設は、「愛する心と信頼される最高の介護サービスの提供」を掲げております。

(3) 施設の職員体制

	施設入所サービス 短期入所療養介護・介護 予防短期入所療養介護	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	業務内容
	常勤	常勤	
・医師	1.5人以上	1人(常勤兼務)	利用者の健康管理
・薬剤師	1人以上		薬の調剤
・看護職員	15人以上	7人以上	利用者の看護
・介護職員	36人以上		利用者の介護
・支援相談員	2人以上		利用者・家族の相談援助
・理学療法士	2人以上	3人以上	機能回復訓練の実施
・作業療法士	2人以上		
・言語聴覚士	1人以上		
・管理栄養士	1人以上		利用者の栄養管理
・介護支援専門員	2人以上		ケアプランの作成
・事務職員	1人以上		事務全般

- (4) 入所定員等 ・定員 150 名 (うち認知症専門棟 50 名、ショートステイ空床利用)
 ・療養室 個室 18 室、4 人室 33 室
- (5) 通所リハビリ (介護予防含む) 定員 65 名
 短時間通所リハビリ 定員 9 名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案・実施・評価
- ② (介護予防) 短期入所療養介護計画の立案・実施・評価
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案・実施・評価
- ④ 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
 朝食 8 時 00 分～
 昼食 12 時 00 分～
 夕食 18 時 00 分～
- ⑤ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑧ 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス
- ⑫ 基本時間外施設利用サービス (何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用)
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他
 *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関	
・名称	上尾中央総合病院
・住所	埼玉県上尾市柏座 1 丁目 10 番 10 号
・連絡先	048-773-1111 (代表)
・協力歯科医療機関	
・名称	やなぎはら歯科医院
・住所	桶川市下日出谷西 2-1-5
・連絡先	048-787-6482

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 利用料金

- ① 基本料金 別紙3 (1) 料金表参照
- ② 介護保険給付の対象とならないサービスの利用料金 別紙3 (2) 料金表参照

5. 事故発生時の対応

- ① 利用者に対する介護サービス等の提供について事故が発生した場合は、直ちに管理者の責任において必要な措置を採るとともに利用者の家族等に連絡をします。また、死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び市区町村に報告することとします。
- ② 事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。事故に至らない出来事（インシデント）についても、同様とします。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償致します。下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社

保 険 名：全日病団体保険

6. 個人情報の利用目的

当施設では利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念のもと、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

- ① 利用者等への療養の提供に必要な利用目的

【当施設での利用】

- ・当施設で利用者等（検診・健診を含む）に提供する療養
- ・介護保険事務
- ・利用者に係る管理運営業務のうち、
 - －入退所等の療養棟管理
 - －会計・経理
 - －質向上・安全確保・療養事故あるいは未然防止等の分析・報告
 - －利用者等への療養サービスの向上

【他の事業者等への情報提供】

- ・当施設が利用者等に提供する療養のうち、
 - －他の老健施設、病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等との連携
 - －他の医療機関等からの照会への回答
 - －利用者等の療養等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託・その他の業務委託
 - －家族等への療養状況説明

- ・介護保険事務のうち、
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・事業所等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知
- ・医師賠償責任保険などに係る、医療、介護に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ・第三者機関への質向上・安全確保・医療事故対応・未然防止等のための報告
- ・感染管理・安全対策および医療・介護の質向上のため、上尾中央医科グループの病院・施設からの照会があった場合

② 上記以外での利用目的

【当施設での利用】

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究
 - －利用者への満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

【学会・医学誌等への発表】

- ・特定の利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る。

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・当施設の管理運営業務のうち、
 - －外部監査機関への情報提供
 - －当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

7. 施設利用に当たっての留意事項

《面会について》

面会日・時間は平日・土曜・日曜・祝祭日可能です。お時間は午前10時から午後19時となります。やむをえない場合、緊急の場合においては事前にご一報いただければご対応可能です。

《外出・外泊について》

外出・外泊の際には必ず各階のサービスステーションに届け出てください。なお、外泊の際には施設長の了解が必要です。

《飲酒・喫煙について》

飲酒・喫煙については、全館内禁止されております。よろしくご協力ください。

《火気の取扱いについて》

火気の取り扱いについて、全館内禁止とされております。よろしくご協力ください。

《設備・備品の利用について》

施設内備品の毀損及び備品を施設外へ無断で持ち出すことを禁止しております。

《所持品・備品等の持ち込みについて》

危険物（火気発生物・鋭利な物）の持込は禁止いたします。その他特別な所持品等の持込についてはその都度ご相談ください。

《金銭・貴重品の管理について》

金銭、高価な貴重品等を療養棟へ持ち込むことはご遠慮ください。持ち込まれた際に紛失された場合、当施設は責任を負いかねます。

《外泊時等の施設外での受診》

前項《医療機関の受診》と同様ですので、事前に電話連絡を頂く事を原則とします。緊急の場合も同様にご対応ください。

《宗教活動について》

施設内での布教活動等のご遠慮ください。

《ペットの持ち込みについて》

ペットの館内への持ち込みは禁止します。なお、施設外でのペットとの面会は許可されますが、面会後の利用者衛生管理等の指導についてはお従いください。

《施設内での利用者に係る清潔・整理整頓》

館内での利用者に関わる清潔・衣類などの清潔保持については施設介護に加え、保護者の方々のご協力も必要となります。

《自傷・他害による過失の取り扱いについて》

あらゆる病変による利用者間の自傷・他害による過失事故が生じた場合、当施設としては速やかに医療機関を受診することを優先とする処遇を講じますが、それ以降の民事に関わる調整に関与することはあくまでも客観的な範囲での対応とさせていただきます。（当施設として、未然に予防するためのケアマネジメントを講じたうえでのことです。）

8. 非常災害対策

- ・防災設備 自動火災報知設備、防排煙設備、避難器具設備、スプリンクラー、消火器、消火栓（年2回点検）
- ・防災訓練 年2回

9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10. 相談・要望及び苦情等の窓口

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、窓口には備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、サービス内容に関する苦情は、市及び県におかれる国民健康保険団体連合会でも受け付けており、電話での相談も可能です

☆サービス相談窓口☆

担当者 支援相談員 穎川 美乃里・橋本 英恵
山本 祐輔 ・宇之津 瑠花

問合せ先 048-787-8686

サービス担当責任者 事務長 佐々木 陽介

(受付時間) 午前9時00分から午後17時00分まで

月曜日から土曜日（祝日・年末年始 12/31 から 1/3 を除く）

☆その他の相談窓口☆

①管轄市町村 上尾市役所 高齢介護課
電話：048-775-6473 (直通)
桶川市役所 高齢介護課
電話：048-786-3211 (代表)
北本市役所 高齢介護課
電話：048-594-5539 (直通)
伊奈町役場 高齢介護課
電話：048-721-2111 (代表)
鴻巣市役所 高齢介護課
電話：048-541-1321 (代表)
さいたま市 西区役所 高齢介護課
電話：048-622-1111 (代表)
さいたま市 北区役所 高齢介護課
電話：048-653-1111 (代表)
さいたま市 大宮区役所 高齢介護課
電話：048-657-1111 (代表)
さいたま市 見沼区役所 高齢介護課
電話：048-687-1111 (代表)
さいたま市 中央区役所 高齢介護課
電話：048-856-1111 (代表)
さいたま市 桜区役所 高齢介護課
電話：048-858-1111 (代表)
さいたま市 浦和区役所 高齢介護課
電話：048-825-1111 (代表)
さいたま市 南区役所 高齢介護課
電話：048-838-1111 (代表)
さいたま市 緑区役所 高齢介護課
電話：048-874-1111 (代表)

②埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係
電話：048-824-2568 (介護苦情相談専用)

11. 第三者評価の実施状況

平成26年1月22日実施

株式会社 フィールズ

12. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

介護保健施設サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

<別紙3>利用料金表（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）

（1）基本料金

①介護保険給付の対象となるサービスの自己負担となる利用料金（1日）

・短期入所療養介護サービス費（要介護1～要介護5）

基本型（単位：円）

項目	負担割合	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
従来型個室	1割	774	823	888	943	998
	2割	1,547	1,646	1,775	1,886	1,995
	3割	2,320	2,468	2,662	2,829	2,992
多床室 (4人室)	1割	853	904	970	1,024	1,081
	2割	1,705	1,808	1,939	2,048	2,161
	3割	2,558	2,712	2,909	3,072	3,242

在宅強化型（単位：円）

項目	負担割合	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
従来型個室	1割	842	918	984	1,045	1,103
	2割	1,683	1,835	1,968	2,089	2,206
	3割	2,524	2,752	2,952	3,134	3,309
多床室 (4人室)	1割	927	1,006	1,073	1,132	1,193
	2割	1,853	2,011	2,145	2,264	2,385
	3割	2,779	3,017	3,217	3,396	3,577

※地域加算（上尾市は6級地のため10.27%）、算定済み

・介護予防短期入所療養介護サービス費（要支援1・要支援2）

基本型（単位：円）

項目	負担割合	要支援1	要支援2
従来型個室	1割	595	746
	2割	1,190	1,492
	3割	1,784	2,237
多床室 (4人室)	1割	630	795
	2割	1,259	1,590
	3割	1,889	2,385

在宅強化型（単位：円）

項目	負担割合	要支援1	要支援2
従来型個室	1割	649	799
	2割	1,298	1,598
	3割	1,947	2,397
多床室 (4人室)	1割	691	857
	2割	1,381	1,713
	3割	2,071	2,570

※地域加算（上尾市は6級地のため10.27%）、算定済み

※要件を満たした場合、在宅強化型の料金となります。

そのため、月により変動する場合がございますのでご了承ください。

②施設利用時に下記項目に該当した場合は、介護保険の各算定単位に従い算定し、自己負担していただく料金

項目	負担割合	料金	算定要件等
夜勤職員配置加算	1割	25円/日	41床以上の場合、入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う介護職員・看護職員を配置して、2名を超えて配置している場合。
	2割	50円/日	
	3割	74円/日	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1割	23円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上のいずれかの場合。
	2割	45円/日	
	3割	68円/日	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1割	19円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上の場合。
	2割	37円/日	
	3割	56円/日	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1割	7円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上、または、勤続7年以上の職員が30%以上、または、常勤職員が75%以上のいずれかの場合。
	2割	13円/日	
	3割	19円/日	
送迎加算	1割	189円/日	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対し送迎を行った場合。（片道）
	2割	378円/日	
	3割	567円/日	
認知症ケア加算	1割	78円/日	認知症の入所者に対してサービスを行った場合。
	2割	156円/日	
	3割	234円/日	
若年性認知症利用者受入加算	1割	124円/日	若年性認知症入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合。
	2割	247円/日	
	3割	370円/日	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1割	3円/日	施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
	2割	6円/日	
	3割	9円/日	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1割	5円/日	※認知症専門ケア加算（Ⅰ）の算定条件に加え下記を満たす場合 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
	2割	9円/日	
	3割	13円/日	

項目	負担割合	料金	算定要件等
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	1割	206円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を利用する事が適当であると判断した利用者に対し施設サービスを行った場合。（7日間を限度）
	2割	411円/日	
	3割	617円/日	
療養食加算	1割	9円/食	管理栄養士により食事の提供が管理され、厚生労働大臣が定める療養食（糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等）を医師の発行する食事箋に基づき提供した場合。
	2割	17円/食	
	3割	25円/食	
緊急時治療 管理	1割	532円/日	病状が急変して救命救急医療をおこなった場合。（月1回3日以内）
	2割	1,064円/日	
	3割	1,596円/日	
緊急短期入所 受入対応加算	1割	93円/日	居宅サービス計画において計画的に行う事となっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合。（7日間を限度）
	2割	185円/日	
	3割	278円/日	
個別リハビリテー ション実施加算	1割	247円/日	理学療法士、作業療法士又は言語療法士が個別リハビリテーションを行った場合。
	2割	493円/日	
	3割	740円/日	
重度療養管理加算 1	1割	124円/日	利用者（要介護4・5の者に限る）であって、厚生労働大臣が定める状態にある者に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合。
	2割	247円/日	
	3割	370円/日	
在宅復帰・在宅療 養支援機能加算 (I)	1割	53円/日	「在宅復帰・在宅療養支援等指標」の値が、40以上60未満である場合。
	2割	105円/日	
	3割	157円/日	
在宅復帰・在宅療 養支援機能加算 (II)	1割	53円/日	「在宅復帰・在宅療養支援等指標」の値が、70以上である場合。
	2割	105円/日	
	3割	157円/日	
総合医学管理加算	1割	283円/日	医師が診療計画に基づき必要な診療、検査等を行い、退所時にかかりつけ医に情報提供を行う総合的な医学的管理を行う場合。
	2割	565円/日	
	3割	848円/日	
口腔連携強化加算	1割	52円/月	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り算定。
	2割	103円/月	
	3割	154円/月	
生産性向上推進 体制加算 (I)	1割	103円/日	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。
	2割	206円/日	
	3割	309円/日	

項目	負担割合	料 金	算定要件等
生産性向上推進 体制加算（Ⅱ）	1割	11円/日	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。
	2割	21円/日	
	3割	31円/日	
介護職員 処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数にサービス別加算率（3.9%）乗じて得た単位数により算出した金額		厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、利用者に対し介護保険施設サービスを行った場合。
介護職員等特定処 遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数にサービス別加算率（2.1%）乗じて得た単位数により算出した金額		
介護職員等 ベースアップ等 支援加算	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数にサービス別加算率（0.8%）乗じて得た単位数により算出した金額		※以下の条件を満たす場合に加算する ・処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業者 ・賃上げ効果の継続に資するように、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用すること。

※自己負担額の計算方法

1カ月の総利用単位数×10.72円＝介護保険料月額・・・①

①×自己負担割合（1割負担：0.9、2割負担：0.8、3割負担：0.7）＝保険給付額・・・②

3. その他の料金

①介護保険給付の対象とならないサービスの内自己負担となる利用料金

項目	利用料金	備 考
食事料金	1, 880円/日	朝 500円・昼 720円（おやつ代込）・夕 660円
	300円/日	法で定める第一段階の方
	600円/日	法で定める第二段階の方
	1, 000円/日	法で定める第三段階①の方
	1, 300円/日	法で定める第三段階②の方
居 住 費	600円/日	多床室及び法で定める理由による個室利用の場合
	0円/日	法で定める第一段階の方
	370円/日	法で定める第二段階の方
	370円/日	法で定める第三段階①の方
	370円/日	法で定める第三段階②の方
	1, 900円/日	一般棟個室利用の場合
	490円/日	法で定める第一段階の方
	490円/日	法で定める第二段階の方
	1, 310円/日	法で定める第三段階①の方
	1, 310円/日	法で定める第三段階②の方

②介護保険対象外の利用料金

項目	利用料金	備 考
個室料金（1人）	1, 500円/日	一般棟の個室を利用された場合
日用品費	200円/日	石鹸・シャンプー、リンス・ティッシュ、タオル類他
教養娯楽費	200円/日	レクリエーションに必要な材料費（画材、粘土、籐工芸、紙工芸和紙、皮材）風船、書道用具、工作用品、園芸用品、図書代等
私物洗濯	実費	業者委託。希望者のみ。
電気代	55円/日	1点につき

（税込表記）

（1）支払い方法

- ・お支払い方法は、銀行口座引き落としになります。銀行口座引き落としが困難な場合はご相談ください。
- ・毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行します。その月の 28 日（土、日、祝日の場合は翌日）に引き落としいたします。
- 領収書を発行し、翌月 15 日頃送付いたします。

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人保健施設エルサ上尾についての重要事項の説明を受け、同意致します。

[利用者]

(利用者本人)

住 所

氏 名

印

続 柄

(利用者の保証人)

住 所

氏 名

印

続 柄

電話番号

(連帯保証人及び極度額)

住 所

氏 名

印

続 柄

電話番号

極 度 額 200,000 円